

離婚関連事件の 報酬増額の必要性 & 未成年者の扶助利用

弁護士 原田直子

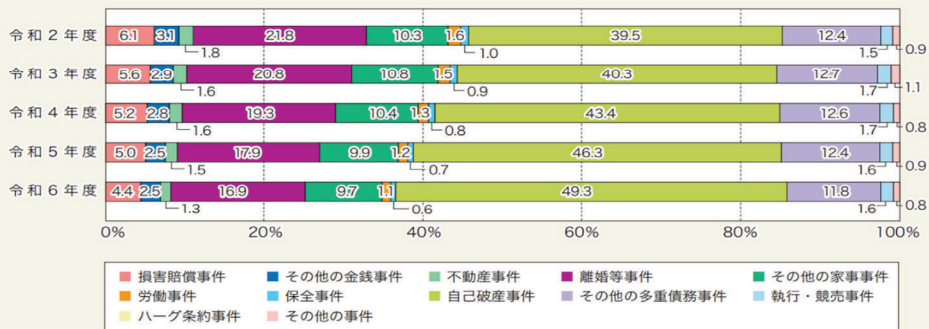


代理援助の事件別内訳

(3) 代理援助

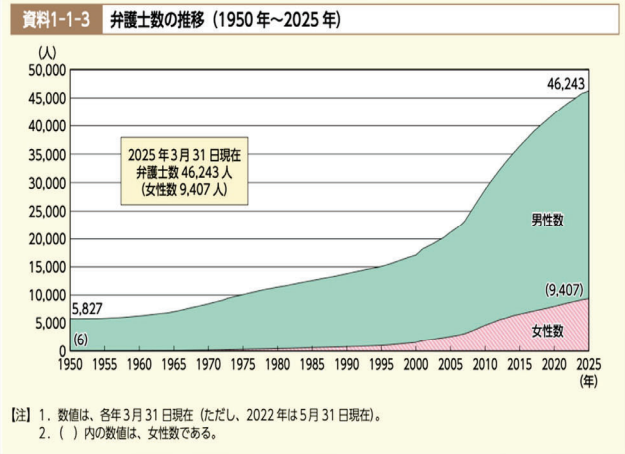
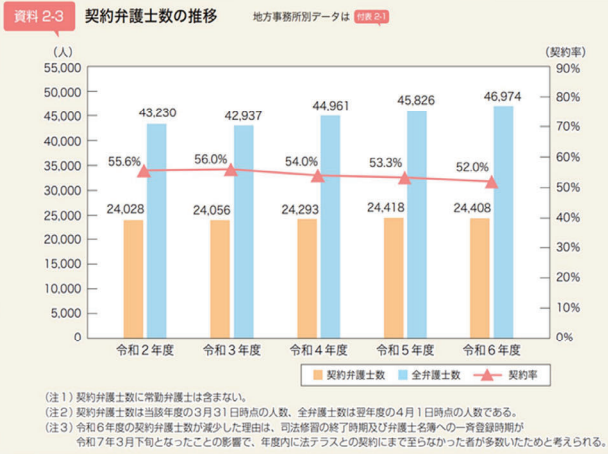
代理援助の事件別内訳をみると、自己破産事件が最も多く、令和6年度は49.3%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると61.1%となった。

資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移 地方事務所別データは 付表 2-6 (令和6年度のみ)



(日本司法支援センター編著「法テラス白書 令和6年度版」81頁より)

法テラス契約弁護士数の推移



弁護士の扶助離れの傾向が進んでいる

(〔左図〕日本司法支援センター編著「法テラス白書 令和6年度版」73頁、)
 (〔右図〕日本弁護士連合会編著「弁護士白書 2025年版」55頁より)

どうして扶助離れが進んでいるのか

- **報酬が低い**
 法テラス発足後20年間民事法律扶助の基準は据え置かれている
 物価、人件費の上昇に対応していない
- **困難な事案が含まれる**・・・とくに家事事件は困難な事案が多い
 扶助事件の中心は多重債務と家事
 - ・ 被援助者の困難
 これまでの困難な生活から解決能力を失っている
 トラブルに巻き込まれやすい要因を持っている場合が多い
 - ・ 業務の煩雑さ
 多重債務のうち、管財人が選任されない同時廃止が見込まれる自己破産事件は業務が一部定型化しており、具体的な作業の一定の割合は事務職員が行えるが家事事件は、定型化できない
- 扶助を利用する被援助者には多くの点で脆弱性が見られ法的支援のみならず福祉的支援まで求められることが多い
- 弁護士人口の増加と民事事件の減少～事務所経営のためにはコスパを考えざるを得ない
- 一方民事の代理援助の増加は一部のボランティアでは賄えない

民事法律扶助制度を利用した離婚関連事件に関する業務量調査報告書

調査の目的と概要

本調査

目的

民事法律扶助制度を利用した離婚関連事件を対象業務量にあった適正な立替基準になっているかを検討するため

回答者

弁護士会及び関連する日弁連委員会を通して協力者を募った。匿名での回答も可能

回答期間

2019年4月から2022年7月まで

回答数

261件(うち時間単価の基礎資料としたものは232件)

調査内容※添付資料1

事件内容・特徴、弁護士の活動内容・業務時間・移動時間、着手金・報酬金の額等のほか、同じ事件を仮に私選で受任した場合の着手金・報酬金の額等

追加調査

目的

民事法律扶助事件と私選事件の報酬基準の比較

回答者

本調査の協力者としてメーリングリストに登録した会員

回答期間

2022年2月から2022年4月まで

回答数

104件

調査内容※添付資料4

典型的な離婚事件(調停・訴訟の別、養育費・慰謝料請求の有無の別)において私選で受任する場合の報酬基準など

調査の結果(総論)

時間単価の私選事件(本調査)との比較 添付資料3

全件(232件)の時間単価:13,770円(私選の50.3%)
 弁護士稼働時間(業務時間+移動時間):20時間02分

※時間単価は着手金・報酬金の合計額を弁護士稼働時間(除いたものであり、経費等を除いた弁護士の所得とは異なる)

仮に同じ事件を私選で受任した場合の半分程度

	回答数	民事法律扶助		私選		扶助と私選の比較(着手金・報酬合計)
		時間単価(中央値)	着手金・報酬合計(中央値)	時間単価(中央値)	着手金・報酬合計(中央値)	
全件	232	¥13,770	¥302,000	¥27,364	¥600,000	50.3%
離婚調停及び面会交流調停の両者の援助開始決定を受けているケース(分類1(1))	27	¥10,095	¥371,800	¥17,391	¥847,000	43.9%
離婚調停の援助決定を受けており、面会交流が問題となったケース※(分類1(1)-2-2)	95	¥12,052	¥318,000	¥25,297	¥620,000	51.3%
保護命令の援助開始決定を受けていないがDV・モラハラが問題となったもの(分類4(2))	106	¥13,329	¥280,600	¥24,236	¥597,550	47.0%
【参考】保護命令の援助開始決定を受けているケース(分類4(1))	6	¥7,719	¥324,300	¥17,112	¥785,000	41.3%

※独立して面会交流についての援助決定があるだけでなく、援助開始決定はないが事実上争点となっていたものを含む。

扶助の立替基準と私選の報酬基準(追加調査)の比較※添付資料5

扶助の立替基準は私選の基準額の30.5%~65.3%

特に手続が調停のみの場合に私選との差が大(30.5%~51.3%)

→【例】離婚調停で離婚成立(財産給付なし)した場合の着手金・報酬金の合計額

扶助の立替基準 ¥180,000

私選の場合(回答の割合) ¥600,000(34.6%) ¥400,000(31.7%)

業務時間以外の回答

私選の場合の3分の1以下で対応している弁護士が3割以上

○事件の内容以外にも、依頼者の精神状態や生活状況により、時間外でも細やかな対応を要することがあることや、訴訟事件と違い相手方が本人である場合など相手方の対応にも労力を要することなどの指摘があった。また、法テラスとの契約・報告等に係る業務の負担が大きいとの指摘もあった。○回答者は、所属弁護士が2~5名の小規模の法律事務所(小規模)の弁護士が多く、扶助事件が平均値で業務時間の43.3%を占めているが、収入は26.0%であるなど事務所経営への影響が大きく、ボランティアと考えてやっているが、法テラスとの契約をやめることを検討しているとの回答もあった。

調査結果から特に改善が必要な点①~④

面会交流などの子どもに関する紛争がある場合

8割以上	子どもがいるケース	192件	¥13,356	時間単価が3割以上低い
	子どもがいないケース	34件	¥19,952	

○困難事情として親権・面会交流を指摘する回答多数
 ○調査官調査・面会交流への立合いに労力を要したとの回答が多く、立合いがあるケースは調停期日の回数等解決に要した期間が長く、業務時間は全件中央値の2倍以上(分類5)

調査官調査への立合いあり 19件 ¥7,949 55:07

面会交流への立合いあり 20件 ¥8,728 41:12

時間単価1万円以下

業務時間が3倍弱

○離婚後の面会交流事件のケースは着手金が終了した離婚事件の「関連事件」として減額されたり、審判移行時に着手金がないことなどから、報酬が極めて低い(分類15私選の31% 時間単価¥2,324から¥6,329)

②子どもに関する紛争・DV等がある事件は特に時間単価が低くなる

DV保護命令あり(分類4(1)) 6件 ¥7,719 45:05

DV虐待等あり(分類4(2)) 106件 ¥13,329 22:35

○保護命令ありの場合
 →私選の27.0%から64.3%
 →緊急を要する場合、危険を伴う場合など私選であれば加算することがあり、差が大きくなっている
 ○保護命令はないがDV等が問題になっている場合
 →個別性は高いが時間単価が1万円以下のものが約3割
 ○緊急を要し着手したが、契約に至れず無報酬となる場合があるなどDV等の影響で、被援助者が法テラスとの契約手続自体に至るまでに困難を要することの指摘があった
 ○相手方から業務妨害などを受けたという指摘もあった

DV等がある場合

①全般的に低い特に調停事件

○私選との比較:50.3%(全件)
 ○調停のみの場合特に差が大きい
 ○離婚事件のみの場合:時間単価15,871円
 →調停回数が少なく、論点が少ない事件でようやく15000円超
 ○関連事件の減額、審判移行時の追加着手金なしなど、弁護士の業務負担と矛盾する 着手金・報酬金合計は2倍以下

離婚のみ(分類1(0))	42件	¥216,277	15:00
離婚+面会交流(分類1(1))	27件	¥371,800	45:20

○争点整理の実施など調停の長期化(迅速化報告書)
 【例】婚姻関係事件 4.4か月(2008年)
 →7.0か月(2022年)

本調査の調停事件 10か月
 →解決に長期間を要する

○養育費等以外の経済的利益が少ない事件が大半

全回答のうち16.1%が報酬の一部について算定自体を辞退もしくは放棄。そもそも少ない報酬をさらに低くする原因

③離婚自体の報酬について

○扶助の場合、財産給付が少ないと離婚成立の報酬(標準8万円(税別))の中に含まれて評価される。一方で、財産給付の報酬が大きいと、財産給付の報酬のみになり、離婚成立の報酬がなくなる
 →報酬が低く抑えられ、着手金・報酬金合計額も低くなっている

○扶助の立替基準と私選の基準報酬(追加調査)との比較

離婚調停で離婚成立	養育費なし	養育費(月3万)あり
扶助の立替基準	¥180,000	¥180,000
私選の基準報酬	¥500,000	¥590,000

扶助の場合全く同じ

○金銭取得と別に離婚成立の成果が評価されないのは不合理
 【理由】離婚原因や親権など金銭以外の争いが大きく、離婚成立自体で身分関係の安定・精神的負担の軽減などの改善がある

○被援助者の得た利益があれば、その分の報酬は、受任弁護士が直接取り立てる
 →養育費の場合、養育費の中から少額の報酬を毎月受任弁護士が被援助者から直接取り立てる

○弁護士が報酬算定自体を辞退または算定された報酬を放棄することに繋がっている
 【理由】被援助者の生活費への影響 被援助者は償還金と合わせて二重の負担

○回収の困難性 一部改善が検討されているが、さらなる改善が必要
 【理由】相手方からの支払いが滞る場合がある 被援助者が生活のために払えない場合がある

○回収の手間や負担
 【理由】少額の入金の管理をする必要がある 養育費回収を事実上管理することに繋がっている

→離婚報酬のみの場合なら立替で受け取られるはずの報酬金すら受領できない場合もある

直接取立ての問題点の指摘が多数

④弁護士が被援助者から直接取り立てる制度

司法修習終了者の進路別人数

期別 (終了年度)	終了者数 (人)		裁判官 (人)		検察官 (人)		弁護士 (人)		その他 (人)	
	総数 (内女性数)	女性 割合	総数 (内女性数)	女性 割合	総数 (内女性数)	女性 割合	総数 (内女性数)	女性 割合	総数 (内女性数)	女性 割合
第41期 (1989年)	470 (57)	12.1%	58 (10)	17.2%	51 (6)	11.8%	360 (40)	11.1%	1 (1)	100.0%
第42期 (1990年)	489 (63)	12.9%	81 (16)	19.8%	28 (3)	10.7%	376 (44)	11.7%	4 (0)	0.0%
第43期 (1991年)	506 (58)	11.5%	96 (20)	20.8%	46 (4)	8.7%	359 (34)	9.5%	5 (0)	0.0%
第44期 (1992年)	508 (70)	13.8%	65 (16)	24.6%	50 (8)	16.0%	378 (45)	11.9%	15 (1)	6.7%
第45期 (1993年)	506 (72)	14.2%	98 (20)	20.4%	49 (8)	16.3%	356 (44)	12.4%	3 (0)	0.0%
第46期 (1994年)	594 (84)	14.1%	104 (18)	17.3%	75 (11)	14.7%	406 (55)	13.5%	9 (0)	0.0%
第47期 (1995年)	633 (123)	19.4%	99 (34)	34.3%	86 (16)	18.6%	438 (70)	16.0%	10 (3)	30.0%
第48期 (1996年)	699 (142)	20.3%	99 (26)	26.3%	71 (12)	16.9%	521 (102)	19.6%	8 (2)	25.0%
第49期 (1997年)	720 (155)	21.5%	102 (26)	25.5%	70 (16)	22.9%	543 (113)	20.8%	5 (0)	0.0%
第50期 (1998年)	726 (144)	19.8%	93 (21)	22.6%	73 (11)	15.1%	553 (110)	19.9%	7 (2)	28.6%
第51期 (1999年)	729 (167)	22.9%	97 (18)	18.6%	72 (16)	22.2%	549 (132)	24.0%	11 (1)	9.1%
第52期 (2000年)	742 (202)	27.2%	87 (22)	25.3%	69 (16)	23.2%	579 (164)	28.3%	7 (0)	0.0%
第53期 (2000年)	788 (196)	24.9%	82 (26)	31.7%	74 (10)	13.5%	625 (158)	25.3%	7 (2)	28.6%
第54期 (2001年)	975 (281)	28.8%	112 (31)	27.7%	76 (20)	26.3%	774 (225)	29.1%	13 (5)	38.5%
第55期 (2002年)	988 (269)	27.2%	106 (30)	28.3%	75 (22)	29.3%	799 (214)	26.8%	8 (3)	37.5%
第56期 (2003年)	1,005 (225)	22.4%	101 (29)	28.7%	75 (19)	25.3%	822 (175)	21.3%	7 (2)	28.6%
第57期 (2004年)	1,178 (277)	23.5%	109 (35)	32.1%	77 (19)	24.7%	983 (222)	22.6%	9 (1)	11.1%
第58期 (2005年)	1,187 (279)	23.5%	124 (34)	27.4%	96 (30)	31.3%	954 (213)	22.3%	13 (2)	15.4%
第59期 (2006年)	1,477 (360)	24.4%	115 (35)	30.4%	87 (26)	29.9%	1,254 (291)	23.2%	21 (8)	38.1%
第60期 (2007年)	2,376 (568)	23.9%	118 (43)	36.4%	113 (39)	34.5%	2,043 (457)	22.4%	102 (29)	28.4%
第61期 (2008年)	2,340 (619)	26.5%	99 (36)	36.4%	93 (32)	34.4%	2,026 (527)	26.0%	122 (24)	19.7%
第62期 (2009年)	2,346 (635)	27.1%	106 (34)	32.1%	78 (31)	39.7%	1,978 (523)	26.4%	184 (47)	25.5%
第63期 (2010年)	2,144 (563)	26.3%	102 (32)	31.4%	70 (22)	31.4%	1,714 (443)	25.8%	258 (66)	25.6%
第64期 (2011年)	2,152 (597)	27.7%	102 (34)	33.3%	71 (24)	33.8%	1,515 (418)	27.6%	464 (121)	26.1%
第65期 (2012年)	2,080 (479)	23.0%	92 (28)	30.4%	72 (22)	30.6%	1,370 (316)	23.1%	546 (113)	20.7%
第66期 (2013年)	2,034 (528)	26.0%	96 (38)	39.6%	82 (31)	37.8%	1,286 (336)	26.1%	570 (123)	21.6%
第67期 (2014年)	1,973 (443)	22.5%	101 (29)	28.7%	74 (29)	39.2%	1,248 (269)	21.6%	550 (116)	21.1%
第68期 (2015年)	1,766 (418)	23.7%	91 (38)	41.8%	76 (25)	32.9%	1,131 (239)	21.1%	468 (116)	24.8%
第69期 (2016年)	1,762 (371)	21.1%	78 (30)	38.5%	70 (26)	37.1%	1,198 (228)	19.0%	416 (87)	20.9%
第70期 (2017年)	1,563 (359)	23.0%	65 (18)	27.7%	67 (24)	35.8%	1,075 (248)	23.1%	356 (69)	19.4%
第71期 (2018年)	1,517 (319)	21.0%	82 (21)	25.6%	69 (21)	30.4%	1,032 (226)	21.9%	334 (51)	15.3%
第72期 (2019年)	1,487 (360)	24.2%	75 (28)	37.3%	65 (28)	43.1%	1,032 (231)	22.4%	315 (73)	23.2%
第73期 (2020年)	1,468 (366)	24.9%	66 (23)	34.8%	66 (24)	36.4%	1,047 (263)	25.1%	289 (56)	19.4%
第74期 (2022年)	1,458 (372)	25.5%	73 (24)	32.9%	72 (28)	38.9%	1,136 (283)	24.9%	177 (37)	20.9%
第75期 (2022年)	1,325 (367)	27.7%	76 (29)	38.2%	71 (35)	49.3%	966 (255)	26.4%	212 (48)	22.6%
第76期 (2023年)	1,391 (387)	27.8%	81 (34)	42.0%	76 (31)	40.8%	993 (254)	25.6%	241 (68)	28.2%
第77期 (2024年)	1,826 (532)	29.1%	90 (36)	40.0%	82 (28)	34.1%	1,455 (407)	28.0%	199 (61)	30.7%

(日本弁護士連合会編著「弁護士白書 2025年版」74頁より)

② 司法修習期別企業内弁護士数

次の表は、司法修習期別の企業内弁護士数を示したものである。60期以降の企業内弁護士数が圧倒的に多い。また女性弁護士の就任率が高くなっており、60期台全体に占める女性弁護士の割合は40.6%、50期台全体では49.6%となっている（企業内弁護士全体では41.0%）。

資料2-3-3 修習期別企業内弁護士数

(2025年6月30日現在) (単位：人)

修習期	人数(内女性数)	修習期	人数(内女性数)	修習期	人数(内女性数)	修習期	人数(内女性数)	修習期	人数(内女性数)	修習期	人数(内女性数)
20期	0 (0)	30期	0 (0)	40期	2 (0)	50期	20 (11)	60期	152 (59)	70期	201 (78)
21期	0 (0)	31期	0 (0)	41期	3 (0)	51期	26 (13)	61期	201 (80)	71期	162 (61)
22期	0 (0)	32期	1 (0)	42期	6 (1)	52期	30 (23)	62期	213 (96)	72期	126 (54)
23期	0 (0)	33期	1 (0)	43期	5 (1)	53期	29 (15)	63期	196 (88)	73期	141 (59)
24期	1 (0)	34期	0 (0)	44期	2 (0)	54期	50 (23)	64期	207 (93)	74期	141 (63)
25期	0 (0)	35期	2 (0)	45期	3 (2)	55期	45 (25)	65期	238 (100)	75期	78 (29)
26期	0 (0)	36期	0 (0)	46期	7 (3)	56期	53 (29)	66期	246 (96)	76期	77 (26)
27期	0 (0)	37期	0 (0)	47期	6 (3)	57期	54 (23)	67期	216 (88)	77期	66 (21)
28期	0 (0)	38期	2 (0)	48期	9 (2)	58期	57 (28)	68期	209 (83)		
29期	0 (0)	39期	2 (2)	49期	11 (6)	59期	82 (31)	69期	186 (56)		
20期台合計	1 (0)	30期台合計	8 (2)	40期台合計	54 (18)	50期台合計	446 (221)	60期台合計	2,064 (839)	70期台合計	992 (391)

- 【注】 1. 日弁連データをもとに JILA (日本組織内弁護士協会) 調べによるもの。
 2. 上記のほか、司法修習を経ずに弁護士登録をした者 (弁護士法5条) が31人いる (男性28人、女性3人)。
 3. 60期以降、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(日本弁護士連合会編著「弁護士白書 2025年版」158頁より)

女性弁護士の負担が大きい

- 女性の被援助者、特にDV被害を受けている女性は女性の弁護士を希望するが
女性弁護士は全体の20%
- 女性の合格者は増えたが、
裁判官(40%)・検察官(34.1%)の増加が著しい(77期)
弁護士登録者(28%)もインハウス(企業内弁護士)が急増
組織内弁護士の女性割合 70期代はインハウスの39%が女性
- 少ない女性の弁護士
女性弁護士ゼロ・ワン地域
多い需要(困難案件)
一部の女性弁護士に集中・・・弁護士所得の男女格差につながっている

8

改正民法等の施行による新たな課題

- 共同親権の導入による離婚事件の複雑化
- 親権決定の過程の3重構造
必要的単独親権事由の有無の検討⇒共同親権か単独親権か⇒父か母か
- 親権行使場面の紛争に裁判所が介入することが明文化
特定事項の親権行使者決定
監護の分掌
- 養育費先取り特権化、法定養育費、取り立てのワンストップ化、債務者保護制度
↓
- これらが全て関連事件として減額されるのであれば、ますます持続可能性が失われる

9

持続可能な民事法律扶助への道

報酬の増額と給付制（一部給付を含む）の実現

被援助者も援助者も安心して民事扶助を使えることが必要

被援助者

弁護士費用が高いとの心配（扶助利用を控える理由）

破産の場合、これまで支払っていた弁済金よりはるかに低い額で
債務消滅

家事では本来取得できる金員から弁護士報酬を払う

特に養育費は算定表の計算に弁護士費用は入っていない

援助者（弁護士）

扶助事件を受任するハードルが下がる

離婚関連事件も安心して扶助の申し込みができる

法的支援のみならず周辺の支援にも手を伸ばしやすい

借金の解消、離婚は個人的な問題ではなく、新たな人生の再生は社会に有用な人材を送り出す一歩である。特に女性の活躍のために重要！

10

未成年者の民事扶助（代理援助）利用

●問題の所在

- ・未成年者の法律行為能力～法定代理人の同意が必要（民法5条1項本文）
- ・未成年者の訴訟・手続き能力～法定代理人による必要（民訴法28条、31条）
- 未成年者が弁護士代理人を必要とする場面
 - ・意思能力のある子に認められた各種身分行為
- 離縁、嫡出否認、求認知、認知無効、親権喪失、親権停止など、
 - ・父母の離婚紛争や親権、監護をめぐる紛争に未成年者が自らの意見を反映させるために利害関係参加をする場合（監護者指定、親権者指定・変更など）

基本的に未成年者は法的知識も乏しく、専門家である弁護士代理人が必要

無資力で民事扶助が必須→償還制のために債務負担行為となり法定代理人の同意が必要

法定代理人が相手方であったり、利害関係があるなどして法定代理人の協力が求められない場合が多い

11

未成年者も権利の主体

■ 子どもの権利条約

- ・ 子どもを保護の対象ではなく権利の主体としている
- ・ そのための4つの柱、「差別の禁止」、「最善の利益」、「生命・生存・発達への権利」、「意見の尊重」に基づいた個々の権利。

■ こども基本法

- ・ こどもが権利主体であることを確認

(第1条)「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。」

(第3条3号)「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」

■ 改正民法

- ・ 子の人格の尊重
- ・ 訴訟手続き・家事手続きにおいても子どもの意見が尊重される必要

⇒ **法律専門家たる弁護士の援助が必要**

12

子どもの手続き代理人

- 調査官は、双方の親とは一線を画した第三者として、調査を行う。
- 子どもの手続き代理人は、子どもの立場でその利益や意見を裁判手続きに反映させるもので調査官とは役割が異なる。
- 現在調査官がその役割も兼ねているが、立場が異なり、また人的資源が制限された調査官では十分に子どもの意思を汲み取ることが難しい



- 未成年については、給付を実現し、子どもの意思を反映できるよう十分な報酬を検討すべき
- 現在は日弁連が資金を提供する委託援助事業で行われているが公的費用で制度を保障すべき

13

法テラスの在り方に関する有識者検討会 第3回
「離婚関連事件の報酬増額の必要性」参考資料

弁護士 原田直子

ケース1 (高齢者・別居が長く破綻が明白の事件)

受任事件	管轄等	着手金	報酬
離婚	A家裁 調停	110,000 円	132,000 円
	B家裁 訴訟	165,000 円	
	C高裁		
	上告 最高裁		
		407,000 円	

期 間 2022年4月11日～2024年7月25日 (2年3か月間)

- ・家裁調停 2回 申立書 主張書面
- ・離婚訴訟 1回 訴状 陳述書
- ・高裁 1回 答弁書
- ・最高裁 書面のみ

所要時間 18時間 ※以下、所要時間は事務職員の事務時間を除く弁護士の実働時間
報 酬 40万7,000円 (時間単価: 2万2,611円)

事件の特徴

本件は高齢者で別居期間が長く破綻は明白、かつ慰謝料、財産分与などを希望されず、年金分割だけを希望されたので、別居した事情(相手方の有責性)など新しく争点を作るような主張は最低限に抑えた。別居期間に争いがなく、相手方が離婚したくないという理由は年金分割すると生活ができないというだけだったので、調停では、相手方の話を聞く時間を取り、調停委員が訴訟になれば離婚が認められる可能性が高いですよという説明で終始した。

合意できなかったので訴訟提起したが、出された答弁書の趣旨も調停と同じだったために、訴訟では第1回期日に陳述書を提出して本人尋問を行い直ちに結審した。よって最低限の期間と出頭回数で終わることができた。高裁、最高裁とも新たな主張はなく、答弁書も簡単なもので終わらせることができた。

出頭は少なかったが以下の困難な事情があった。

当事者が2人とも高齢(80代)で相手方には代理人がつかなかった。被援助者は離婚と年金分割を望み、相手方は年金分割をすると生活できなくなると主張して強硬に離婚を拒んでいた。被援助者への説明は丁寧にする必要があり、簡単な電話のみならず書面での説明、事務所に来ていただいて説明するなどを要した。

相手方は、裁判所の手続きを理解するのが困難で、相手方へも進行について説明する必要があった。被援助者は相手方と別居して長男と暮らしていたが、相手方は当職が受任後3回ほど被援助者のところに会いに行っており、それを防ぐために相手方に手続きの進行を納得してもらう必要があった。

比較的簡単に終了し、それなりの報酬が得られた事件として紹介した。

ケース2（DVのために本人の不安感が強くケアが必要な事件）

受任事件	管轄等	着手金	報酬
保護命令	D地裁	132,000円	0円
離婚	交渉	110,000円	398,000円
		640,000円	

期 間 2024年5月20日～2025年3月13日（10か月間）

→本人対応した日数：138日／306日

- ・保護命令事件 審問2回
- ・面会交流への立会 4回
- ・交渉事件であったので、書面作成は少なく、主に電話・メール・FAXでの対応

報 酬 64万円

事件の特徴

婚姻中の同居地から実家に帰ってきたケース。保護命令は被援助者の所在地が管轄であるが、離婚調停は夫の住所地が管轄となるのでできるだけ交渉で行うことを方針とした。

保護命令事件で、被援助者は相手方との接触を拒む一方、相手方がなんと言っているか非常に気にして頻りに電話をかけてきていた（多い時には1日5回、2～3回は普通）。そして、電話をかけた時弁護士が不在で伝言を頼んだ時は、それが伝わったかの確認の電話、返事はいつになるか確認する電話などがきていた。返事が遅れると、さらに電話が来て事務局の仕事が回らなくなるので、出先や夜でもメールで返事をせざるを得なかった。また、伝言に齟齬があるといけないので、事務員も弁護士も電話で話した内容をメモに残して情報を共有しており、電話対応に時間を取られた。

306日（約10か月）中、なんらかの対応が必要だった日は、138日であり、土日以外はほぼ毎日対応していた。

この被援助者は特にそうであったが、DV被害者には自己評価が低い方が多く（夫の言葉に影響を受けやすい）、手厚いケアが必要で、離婚が解決ではなく、個人の尊厳を取り戻す過程に寄り添うことが必要であると感じている（離婚関連事件に関する業務量報告書（スライド5右下）参照のこと。）。

業務量調査報告書では、たまたま財産分与や慰謝料があると単価が高いように見える場合もあるが、弁護士及び所属事務所の負担は大きい。業務量報告書の時間単価の平均は、このような事情は含まれていない。

ケース3（離婚後の財産分与、双方資産がなく報酬がない事件）

受任事項	管轄等	着手金	報酬
財産分与年金分割調停	E家裁	110,000円	0円
保全・仮差押さえ	E家裁	55,000円	0円
		165,000円	

期 間 2022年2月18日～2023年6月13日（約1年4ヶ月間）

- ・調停 5回
- ・書類作成 調停申立て
保全申立て（財産分与保全のため預金の仮差し押さえ）

所用時間 654時間

報 酬 16万5,000円（時間単価：255円）

事件の特徴

他県の法テラス地方事務所から管轄がある地方事務所へ受任弁護士推薦依頼があった。相手方が全く話が通じず、「払わない」、「払えない」の一点張りなので保全申立てをしたが、預金などはなかったため取り下げとなった。

本人は困窮しており、生活保護の相談をしたところ、現在の所持金がなくなることと、財産分与の請求をすることを役所から求められ申立てに至ったもので、調停中に預金が底をつき、保護課から保護を認められる目処が立ったので取り下げで終了した。

報酬も全くなく、時間単価は255円であった。1年半後に親族から本人死亡の連絡があり、償還について法テラス地方事務所と何度か連絡をとった。

ケース4（被援助者の重篤な疾患で本人死亡後の子供達の生活を見据えた事件）

受任事項	管轄等	着手金	報酬
離婚調停 ※財産分与含む	F家裁○支部	110,000円	176,000円
婚姻費用分担	F家裁○支部	55,000円	0円
婚姻費用審判前保全	F家裁○支部	55,000円	0円
		396,000円	

期 間 2022年12月13日～2023年6月12日（6か月間）

- ・離婚調停
- ・婚姻費用分担請求調停 離婚調停と同時に3回（離婚は調停で成立）
同 審判 1回
- ・婚姻費用分担請求保全 1回
- ・書類作成 離婚調停申立（離婚、財産分与、親権、養育費請求）
婚姻費用分担請求申立
婚姻費用仮払い仮処分申立（子どもたちの生活のためにどのような費用がどのくらいかかっているかを細かく資料収集して立証した。）

所用時間 680時間

報 酬 39万6,000円（時間単価：582円）

事件の特徴

被援助者の癌が発覚し、重篤化したのち、夫（相手方）が4人の子どもを残して同居していた持ち家から出て行ったケース。

被援助者が死亡した後、夫が帰ってきて単独親権になるのは許せないとの被援助者と子どもたちの強い意思があり、親権を確定して離婚すること、生活費を確保することが最重点課題であった。離婚原因、婚姻費用とも相手が争い、特に婚姻費用請求については、仮払い仮処分まで行い、打ち合わせ、書面作成に時間を要した。支部事件ではあったが電話調停で行えたので移動時間はかからなかった。

遺言書を作成し、親権者のみ定めて離婚後、被援助者が死亡。死亡後、遺言書の検認、未成年後見人（被援助者の母と弟）の就任報告書、扶養料請求（子ども達から）、財産分与請求（長女が請求権を相続）、相手方から面会交流申立てなどが続いた。現在も一部係争中。

以 上

衆議院法務委員会における民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。

二 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及びその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項目の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。

三 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

四 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の監護の安全や安心への配慮のほか、当事者の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。

五 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国にお

ける実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等を踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、調査研究に当たっては、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。

六 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。

七 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上、調停室や児童室等の物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。

八 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。

九 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。

十 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討するこ

と。

十一 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることはないかという観点に留意して、必要に応じ関係府省庁が連携して対応を行うこと。

十二 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。

参議院法務委員会における民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。
- 二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする事。
- 三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努める事。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項目の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。
- 四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行う事。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等

に答えられるよう留意すること。

五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。

七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。

八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。

九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳

述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。

十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。

十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。

十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。

十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。

十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないように関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。

十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。